

令和 8 年 10 月 1 日改定

「飯盛霊園」 墓碑等施工に関する注意事項

当霊園には「指定石材店」はありません。全国どこの施工業者でも同じ条件で施工できますが、本注意事項を熟知し、決まりを守っていただかなければなりません。

当霊園で墓碑等の施工を希望される場合は、本注意事項の内容を十分理解したうえで、「令和 8 年度改定 飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書」を提出してください。誓約書の提出がない場合は、当霊園内での施工はできません。

条例、規則その他関係規定に違反した場合は、過料その他の措置の対象となることがあります。また、本注意事項を遵守いただけない場合は、霊園内での作業を停止していただくことがあります。

- 霊園内での客引き行為及び来園者に話しかけたりするなど、客引き行為と見間違ふような行為はしないでください。来園者から話しかけられた場合も同様です。
- 申請、工事に関係する方全員が、本注意事項の内容を熟知し、遵守してください。
- 本注意事項の改定、申請及び施工できない日（組合指定日）等は組合ホームページ等でお知らせします。常に最新情報を確認してください。



【問い合わせ先】

飯盛霊園組合 管理課

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原 448 番地

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

1 申請・施工ができる日時、使用許可期間（工期）

1-1 申請等除外日（申請及び施工のできない日）

区分	期間
休日	土曜・日曜・祝日
虹の丘慰霊祭	4月10日
盆期間	8月10日～16日
秋彼岸期間	秋分の日と前後の3日間（7日間）
年末年始	12月28日～1月4日
春彼岸期間	春分の日と前後の3日間（7日間）
組合指定日	使用者募集など、組合がその都度指定する日（組合HP・窓口配布物でお知らせ）

1-2 申請

項目	時間・期間
申請受付時間	9:00～17:00
申請書提出期間	原則：工事着手日の14日前から4日前まで （1-1 申請等除外日は含まない） ※3-2②提出書類等の表で工事当日が提出可能な軽易工事を除く

1-3 施工

項目	時間・期間
墓碑等工事予定表の提出時間	9:00～16:30（12:00～12:45は現場確認等の対応はできません）
施工可能時間	9:00～17:00

1-4 使用許可期間（工期）

項目	時間・期間
使用許可期間（工期）	工事着手日から30日（1-1 申請等除外日は含まない）

2 飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書の提出

- 本注意事項を熟読し、内容を十分把握したうえで「令和 8 年 10 月 1 日改定 飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書」を提出してください。
- 誓約書の有効期限はありませんが、規則や本注意事項等に変更があった場合は、再提出を求めることがあります。誓約書の提出がない場合は、臨時使用申請及び施工はできません。

記入例

令和 8 年度改定 飯盛霊園墓碑等施工に関する誓約書

令和 8 年 10 月 1 日

飯盛霊園組合管理者 宛

「飯盛霊園」墓碑等施工に関する注意事項を受け取り、内容を確認いたしました。
注意事項記載の内容及び下記事項を遵守することを誓約しますので、今後霊園臨時使用
許可申請をすることについて許可をいただきますようお願いします。

住所 〒575-0000 四條畷市〇〇町 1 番 1 号

フリガナ マルマルセキザイテン
名称 〇〇石材店



代表者名 〇〇 太郎

電話番号 0743-00-0000

メールアドレス sample@example.jp

記

- 1 飯盛霊園内墓碑等工事において、飯盛霊園組合及び飯盛霊園使用者に一切の迷惑をかけません。また、霊園の美観及び秩序の維持、向上に協力します。
- 2 霊園内での客引き行為及び来園者に話しかけたりするなどの客引き行為に見間違うような行為は行いません。
- 3 工事にあたり、飯盛霊園の施設及び墓所等に損害を与えた場合は、速やかに飯盛霊園組合に連絡し、組合の指示に従い誠意と責任を持って対応します。
- 4 営業活動等（セールス、広告、看板等）には、飯盛霊園墓碑等工事の登録業者及びこれに類似した表現等は一切使用しません。
- 5 飯盛霊園組合の職員から指示された事項については、その指示に従います。
- 6 申請、工事に関係するすべての者に誓約内容の周知を徹底します。
- 7 この誓約事項に違反した場合は、いかなる処置を受けても異議はありません。

3 霊園臨時使用許可申請書

3-1 霊園臨時使用許可申請・・・臨時使用料が必要な工事等

①該当する工事【3-2①該当する工事を除く。】

工事対象	主な工事内容
基礎、囲障、玉垣、墓碑、霊標等	新設、改修、刻入、変更、撤去等

②提出書類等

提出書類等	提出期間
①霊園臨時使用許可申請書 ②墓碑等建立図等	工事着手日の 14 日前～4 日前※

※提出期間に 1-1 申請等除外日は含まない

③臨時使用料

臨時使用料	1 申請につき 3,300 円
1 申請の条件 (すべて満たすこと)	①同一墓所 ②まとめて申請 (1 枚の霊園臨時使用許可申請書に記載) ③使用許可期間 (工期) 内に完了
使用料納付	窓口申請：現金 郵送申請：現金書留 (釣銭がないようにしてください) (郵送で申請する場合はあらかじめ申請内容の確認を受けてください)

④臨時使用料の判定例

申請内容	判定	臨時使用料
・ 10/1 巻石 + 石碑 + 霊標申請	1 申請	3,300 円
・ 10/1 巻石 + 石碑申請 ・ 10/10 霊標申請※1	1 申請 + 1 申請	3,300 円 + 3,300 円
・ 10/1 巻石 + 石碑申請 ・ 12/10 石碑再申請※2	1 申請 + 1 申請	3,300 円 + 3,300 円

※1 申請受理後に工事対象・工事内容を追加することはできません。追加工事は別申請となります。

※2 工事期限内に工事が完了できなかった場合は、新たに申請と臨時使用料が必要です。

3-2 霊園臨時使用許可申請（軽易工事）・・・臨時使用料を免除する特に軽易な工事等

①該当する工事

対象	工事等の内容
花立／灯籠／防風灯／ローソク立／線香立／水鉢／塔婆立／経机／供物台／物置台／置物（高さ 30cm 以下）／踏石	設置、補修及び撤去
砂利／防草シート	設置及び撤去
土	補充及び撤去
石材	清掃（業として行うもの）及び補修
目地・接着部分／色	補修
樹木、芝、草等の植物	設置、剪定、伐採及び撤去

②提出書類等

対象	提出書類等	提出期間
花立／灯籠／防風灯／ローソク立／線香立／水鉢／塔婆立／経机／供物台／物置台／置物（高さ 30cm 以下）／踏石	①霊園臨時使用許可申請書（軽易工事） ②墓碑等建立図等	工事着手日の 14 日前～4 日前※
砂利／防草シート／土／石材／目地・接着部分／色／樹木／芝／草等の植物	①霊園臨時使用許可申請書（軽易工事）等	工事着手日の 14 日前～工事当日※

※提出期間に 1-1 申請等除外日は含まない

③臨時使用料

臨時使用料（軽易工事）	免除
-------------	----

3-3 申請上の注意

霊園臨時使用許可申請と霊園臨時使用許可申請（軽易工事）を併せて施工する場合は、すべて霊園臨時使用許可申請として取り扱います。

判断に迷う工事は、申請前に組合へ確認してください。申請受理後の追加によって当初申請を変更する取扱いはいりません。

4 申請書・建立図の記載等

4-1 霊園臨時使用許可申請書

- 申請書は組合事務所窓口で配布し、組合ホームページ（石材工事関連）にも掲載しています。
- 工事の依頼者が当霊園墓所使用者で、墓所使用許可書を所持していることを確認してください。
- 墓所使用者が死亡している場合は承継手続きが必要です。承継手続きが完了するまでは、原則として工事申請を受け付けません。
- 墓所使用者と施工業者の連名で申請し、墓所使用者の署名又は記名押印が必要です。
- 墓所使用許可書を確認し、使用許可年月日、許可番号、使用墓所（区・列・号）、面積（間口×奥行＝面積）を正確に記入してください。未記入・誤記がある場合は受付できません。
- 申請受理後に工事対象・内容を追加変更することはできません。

4-2 墓碑等建立図

- 囲障、墓碑等の寸法、刻入文字、設置する付属品等をすべて記入してください。
- 追加工事の場合は、既設部分と今回申請部分を区別できるよう平面図に表示してください。
- 既設の墓碑等を撤去する場合は、撤去する墓碑等の刻入文字等を記入してください。
- 必要事項が確認できる別図面、写真等を提出する場合は、墓碑等建立図を省略可能です。
- 墓所使用者以外の名を刻入する場合は、使用者との続柄を必ず記入してください。続柄が確認できない場合は受付できません。

4-3 墓碑等に刻入する文字

墓碑等を設置する際の文字の基準は下記のとおりです。

（１）墓碑等に建立者として使用者の姓名を記すこと

（２）墓碑等に家名を記すときは、使用者の姓とすること

上記以外の者を記す場合は、事情によっては許可できない場合があります。墓所使用者以外の姓名を建立者として記す場合や、墓所使用者以外の姓で家名を記す場合は、刻入の可否を事前に組合へ確認してください。

- 霊標への故人名の刻入など、墓所使用者以外の姓名を刻入する場合は、図面に墓所使用者との続柄を記入してください。使用者との続柄が確認できない場合は、申請の受理ができません。
- 直系親族以外の者を刻入する場合は祭祀の事情を確認します。理由書等の提出を求めることがあります。事情によっては許可できない場合があります。

4-4 申請上の注意

- 記載事項や添付書類が不備の申請書は受付できません。内容によって追加書類が必要になる場合がありますので、余裕をもって申請してください。疑義がある場合は事前に確認してください。

5 申請書記入例

5-1 霊園臨時使用許可申請書記入例

記入例

様式第2号

霊園臨時使用許可申請書

令和 8年 10月 1日

飯盛霊園組合 管理者 宛

申請者 施工者

住所 四條畷市下田原123番地

名称 ○○石材店

電話 (1234-56-7890)

石材印例

墓所使用者

住所 四條畷市下田原448番地

氏名 飯盛 太郎

電話 (0743-78-1195)

(自署または記名押印)

次のとおり工事したいので、飯盛霊園組合個別墓所使用規則第4条の規定により申請します。

使用許可年月日	昭和・平成・令和 7 年 12 月 10 日	許可番号	第 123450 号
使用墓所	13 区 5 列 1000 号	面積	2m×2m= 4㎡
工事期間	着手日 令和 8年 10月 9日 ~ 工事末日 令和 8年 11月 24日 (注意事項) 1.提出期間：着手日の14日前から4日前まで 2.工期：着手日から30日以内 ※申請等除外日は含まない		
使用目的	☒	対象	工事内容
	☒	墓碑等	設置・撤去・その他 ()
	☒	巻石	設置・撤去・その他 ()
	☒	玉垣	設置・撤去・その他 ()
	☐	地蔵	設置・撤去・その他 ()
	☒	石碑	設置・刻入・撤去・その他 ()
	☒	霊標	設置・刻入・撤去・その他 ()
	☐	()	設置・撤去・その他 ()
☐	すべて	撤去	

※付属品は墓碑等建立図にすべて記載すること

添付書類	墓碑等建立図、その他参考図等	臨時使用料	3,300 円
------	----------------	-------	---------

記入のポイント

- 1

施工者の住所・社名・電話番号を記入し、社印又は代表者印を押印してください。
- 2

墓所使用者は自署または記名押印してください。
- 3

墓所使用許可書を確認し、使用許可年月日・許可番号・墓所番号・面積を正確に記入してください。
- 4

工事期間の着手日と工事末日を記入してください。
(工期は着手日から30日です。※申請等除外日は含まない。)
- 5

該当する対象に✓を付け、工事内容の該当するものを○で囲んでください。

■ 臨時使用料は申請書1件につき3,300円です。複数の工事対象・工事内容があっても、まとめて申請する場合は1申請として取り扱います。

5-2 霊園臨時使用許可申請書（軽易工事）記入例

記入例

様式第2号の2

霊園臨時使用許可申請書（軽易工事）

令和 8 年 10 月 1 日

飯盛霊園組合 管理者 宛

申請者 施工者 住所 四條畷市下田原123番地

名称 ○○石材店



印例

電話 (1234-56-7890)

墓所使用者 住所 四條畷市下田原448番地

氏名 飯盛 太郎

(自署または記名押印)

電話 (0743-78-1195)

次のとおり工事したいので、飯盛霊園組合個別墓所使用規則第4条第2項の規定により申請します。

使用許可年月日	昭和・平成・令和 7 年 12 月 10 日	許可番号	第 123450 号
使用墓所	13 区 5 列 1000 号	面積	2m×2m= 4㎡
工事期間	着手日 令和 8 年 10 月 9 日 ~ 工事末日 令和 8 年 11 月 24 日 (注意事項) 1.提出期間：着手日の14日前から4日前まで 2.工期：着手日から30日以内 ※申請等除外日は含まない		
使用目的	☒	対象	工事内容
	☒	花立	設置・補修・撤去 ()
	☒	灯籠	設置・補修・撤去 ()
	☒	防風灯・ローソク立・線香立	設置・補修・撤去 ()
	☐	水鉢	設置・補修・撤去 ()
	☐	塔婆立	設置・補修・撤去 ()
	☐	経机	設置・補修・撤去 ()
	☐	供物台・物置台	設置・補修・撤去 ()
	☐	置物(高さ30cm以下)	設置・補修・撤去 ()
	☐	踏石	設置・補修・撤去 ()
	☐	砂利	設置・撤去 ()
	☒	防草シート	設置・撤去 ()
	☐	土	補充・撤去 ()
	☐	石材	清掃(業として行うもの)・補修 ()
	☐	目地・接着部分	補修 ()
	☐	色	補修 ()
☐	樹木・芝・草等の植物	設置・剪定・伐採・撤去 ()	
※付属品は墓碑等建立図にすべて記載すること。			
添付書類	墓碑等建立図、その他参考図等	臨時使用料	免除

記入のポイント

- ① 施工者の住所・社名・電話番号を記入し、社印又は代表者印を押印してください。
- ② 墓所使用者は自署または記名押印してください。
- ③ 墓所使用許可書を確認し、使用許可年月日・許可番号・墓所番号・面積を正確に記入してください。
- ④ 工事期間の着手日と工事末日を記入してください。
(工期は着手日から30日です。※申請等除外日は含まない。)
- ⑤ 該当する対象に✓を付け、工事内容の該当するものを○で囲んでください。

5-3 墓碑等建立図記入例

記入例

様式第2号の3

墓碑等建立図

施工する墓所	13区 5列 1000号
--------	--------------

石碑刻入文字及び使用者との続柄

使用者との続柄			
			長男
石碑刻入文字			
左面	正面	右面	裏面
	飯盛家之墓		飯盛太郎建立 令和八年十月吉日

24.5cm 24.5cm 24.5cm 64cm

霊標刻入文字及び使用者との続柄

使用者との続柄			
父			
霊標刻入文字			
	俗名和男行年〇才	令和〇年〇月△日寂	〇〇〇〇〇〇〇

平面図(配置図)、巻石寸法

境界線

1cm以上

〇1cm以上

境界線

境界線

境界線

198cm

200cm

120cm

98cm

80cm

設置物の寸法

巻石高	(基準点から)	40	cm
玉垣高	(巻石上面から)		cm
石碑高	(巻石上面から)	168	cm
霊標	幅	70	cm×高さ 60 cm
灯籠	幅		cm×高さ cm
供物台	幅		cm×高さ cm
置物※	幅		cm×高さ cm
踏石	幅		cm×奥行 cm
	幅		cm×高さ cm
	幅		cm×高さ cm

※(注意)置物高さ(30cm以下は軽易作業)

・巻石、石碑建立等の場合は立体図面を添付すること。
・別図面等で上記内容が確認できる場合は、本図を省略することができる。

記入のポイント

1 刻入内容、設置位置、設置物の高さ等を記入してください。

2 墓所使用者以外の方を刻入する場合は、使用者からみた続柄を記入してください。
(例：父・母・妻・夫・長男・長女 等)

3 巻石・墓碑建立等の場合は、立体図面を添付してください。

4 別図面で必要事項が確認できる場合は、本図を省略できます。

9

6 墓碑等設置基準

区・列	種別	囲障（巻石）高さ (組合の定める基準点より)	墓碑の高さ (巻石上面より)	玉垣の高さ (巻石上面より)	植栽
1区 全域	平面墓所	50cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
2区 全域	規格墓所	基準図（1）	基準図（1）	設置できない	50cm 以下
3区 1～24 列	平面墓所	50cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
3区 25～28 列	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
4区 1～28 列	平面墓所	50cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
4区 30～35 列	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
5～6区 全域	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
7区 (12 列を除く)	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
7区 12 列	壁型墓所	基準図（2）	基準図（2）	設置できない	50cm 以下
8～11区 全域	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
12区 1・4・ 7～10 列	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
12区 2・3・ 5・6 列	スロープ墓所	施工参考図	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
13区 1・4 列	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
13区 2・3・ 5～9 列	スロープ墓所	施工参考図	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下
13区 12・13 列	芝生墓所	設置できない	基準図（3）	設置できない	植栽できない

※他所より移転するものを除く。

- 囲障（巻石）は境界からそれぞれ1cm 以上控えて設置してください。
- 囲障の基準点は、全体の景観や排水傾斜等を考慮して組合で定めています。地形によっては仕上がりが階段状になる箇所や、隣接墓所と高さを合わせるため基準以上の寸法が必要となる場合があります。あらかじめ組合に基準点を確認してください。
- 既設の囲障等が旧基準等で施工されていても、新たに設置・再設置するものは現在の基準に従ってください。
- 他所より移転する墓碑が組合の規格を超える場合は、現在設置されている状態の写真を添付してください。
- 墓所内付属品の高さ制限は墓碑の制限高さを基準とします。

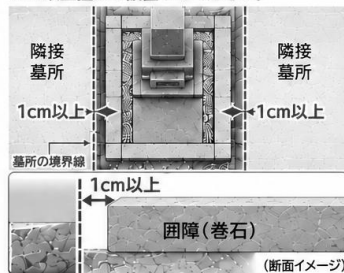
- 灯籠や霊標等で、土台が巻石内でも傘部分等が巻石上の空間にかかる場合は玉垣の制限高を適用します。介助目的の手すり等は制限外としますが、できるだけ巻石内側に収めてください。
- 巻石と玉垣を一体デザインとする場合は、囲障の制限高と玉垣の制限高の合計を上限とします。事前に組合へ相談してください。
- 高さが玉垣の制限高以内のものは巻石上面に設置できますが、安全のため極力内側に控えて設置してください。
- 1区の1.2㎡墓所は、例外として巻石上面に霊標を設置できます。
- 使用墓所内に犬、猫等のペット類の埋蔵を想起させるモニュメント類の設置・刻入等はできません（単なるオブジェとしての設置は可）。

墓碑等設置基準（イメージ図）

※図はイメージであり、区・列・種別により基準が異なります。
具体的な寸法・設置可否については、組合にご確認ください。

囲障（巻石）の設置位置

囲障（巻石）は、境界の外側からそれぞれ1cm以上控えて設置してください。



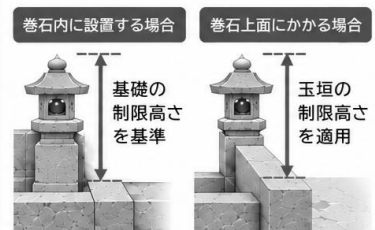
移転する墓石について

他所より移転する墓石が組合の規格を超える場合は、現在設置されている状態の写真を添付してください。



墓所内付属品の高さ制限

墓所内付属品の高さ制限は基礎の制限高さを基準としますが、設置物が巻石上面にかかる場合は玉垣の高さ制限を適用します。



灯籠・霊標等の設置

灯籠や霊標等で、土台が巻石内でも傘部分等が巻石上の空間にかかる場合は玉垣の制限高さを適用します。介助目的の手すり等は制限外ですが、できるだけ巻石内側に収めてください。

傘部分が巻石上の空間にかかる場合



介助目的の手すり等



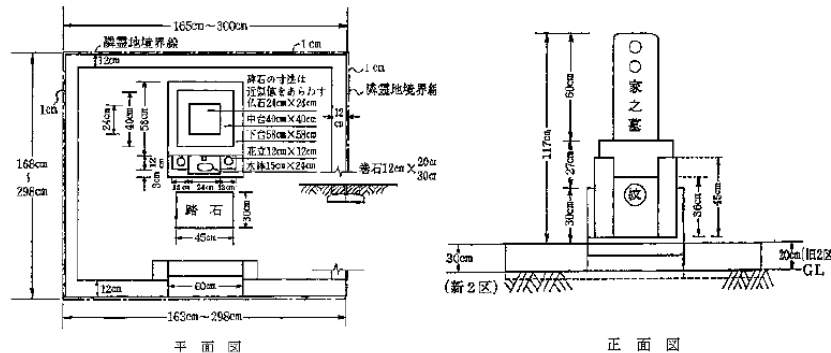
7 基準図・施工参考図

2区規格墓所、壁型墓所、芝生墓所及びスロープ墓所の詳細は、以下の基準図・施工参考図によりま

す。

基準図（1）

2区の個別墓所における墓碑等建立基準図（8寸型）

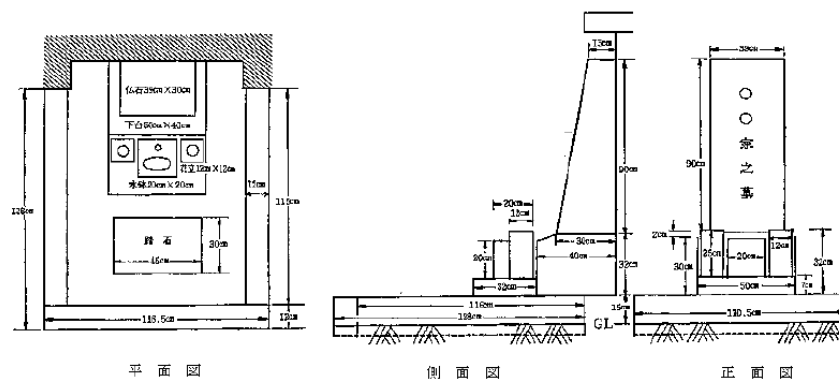


(注) 本図面以外に取り付けることができるもの
 ・水子地蔵・霊標・塔婆立て・ローソク立て
 ・経机・供物台・物置台・緑苔立て

- (1) 囲障は、境界から1センチメートル以上内側に設け、その高さは2区1列から22列までは20センチメートル以下、2区23列から29列までは30センチメートル以下とする。また、盛土の高さは30センチメートル以下とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 墓碑、囲障等の位置、形状及び規模は基準図(1)によるものとする。
- (3) 霊標及び石の材質の選択は規制しない。
- (4) 基準図(1)に定めるもの以外は設けてはならない。
- (5) 植栽は、高さ50センチメートル以下のかん木程度とする。
- (6) 墓碑は、前面の墓参路に面して建立し、その高さは周囲の墓碑の高さに合わせる。角地もまた同様とする。
- (7) 囲障の内側を石張りとしなすこと。

基準図（2）

壁型墓所における墓碑等建立基準図

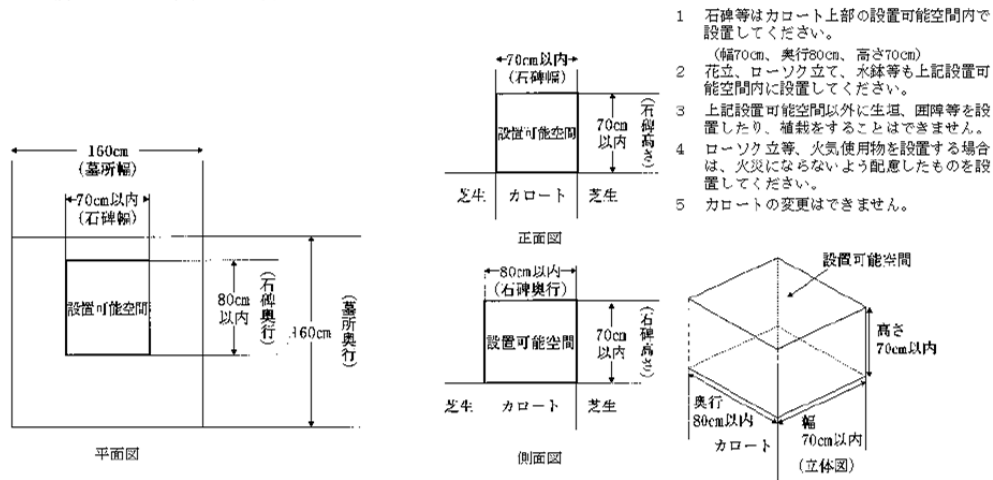


(注) 本図面以外に取り付けることができるもの
 ・水子地蔵・霊標・塔婆立て・ローソク立て
 ・経机・供物台・物置台・緑苔立て

- (1) 墓碑、囲障等の位置、形状及び規模は、基準図(2)によるものとする。
- (2) 墓碑等の石の材質は大島石又はそれに類似する色の石とし、みがき仕上げとする。
- (3) 囲障の材質は、白みかげサンダー仕上げとする。
- (4) 玉垣等は取り付けないこと。
- (5) 植栽は、高さ50センチメートル以下のかん木程度とする。

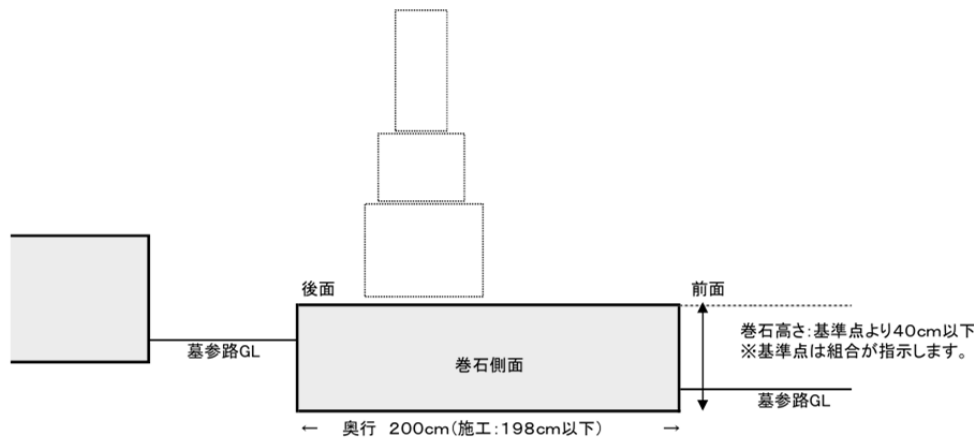
基準図（3）

芝生墓所における墓碑等建立基準図



- (1) 墓碑等の位置、形状及び規模は、基準図(3)によるものとする。
- (2) 石の材質及び形状は規制しない。
- (3) 囲障は取り付けないこと。
- (4) 墓碑は、前面の墓参路に面して建立すること。角地もまた同様とする。
- (5) カロートは組合が設置し、及び撤去するものとし、その維持管理は使用者が行うこと。

施工参考図（スロープ墓所における巻石施工参考図）



8 施工にあたっての注意事項

- 車両を駐車する際は、他の車両や歩行者の通行を妨げないように注意し、墓所区画入口の前には駐車しないでください。
- 作業車両は、巻末「作業車両通行案内図」に示す通行可能道路を通行し、決められた場所以外に乗り入れないでください。
- 施工の際は霊園施設や周囲の墓所を損傷しないよう細心の注意を払ってください。損傷を与えた場合は速やかに組合へ届け出てください。
- 土・砂利等は道路等に直接置かず、養生シートを使用してください。コンクリート・モルタルを使用するときも墓参路や他墓所を汚さないよう養生してください。
- 水汲み場からの取水は可能ですが、墓参の妨げにならないよう注意し、水道蛇口へホースをつないで使用しないでください。
- 排水溝へ工事に使用した水等を流さないでください。工具等の洗浄は指定の工具等洗場のみで行い、残ったモルタル等を取り除いてから洗浄してください。工事に伴う水は工具等洗場で流すか持ち帰ってください。
- 残土、モルタル、碎石等の残材及び工事事業者が出した飲食ゴミ等は、園内に捨てずすべて持ち帰ってください。
- 芝生墓所の石碑施工時に撤去したカロートのふた石は、組合の指示する場所に置いてください。
- 基礎施工では、隣接墓所へ基礎コンクリートがはみ出さないよう注意し、掘削は周囲の設置物に影響しないよう行ってください。発生した土や石は持ち帰って処分してください。
- 巻石施工時は組合が指定する基準点を確認してください。地形等により隣接墓所と水平にならない場合があります。「墓碑等工事予定表」提出時に組合職員の説明を受けてください。
- 墓碑等の搬入・据付時は、機材の下にマット等を敷き、舗装面や芝生を保護してください。
- 小型運搬機械はゴム製キャタピラ等の機械を使用し、舗装面等を走行する場合は必要に応じてゴムマット・コンパネ等で養生してください。使用後は必ず清掃・整地してください。
- クレーン使用時は周囲の施設・樹木等に注意し、アウトリガーを側溝のコンクリート蓋、縁及び周辺に設置しないでください。受けの下には十分な大きさや厚みのあるゴムマット等を設置してください。
- 巻石設置時は、地盤を十分に締め固め、転圧機の振動による隣接地への影響に注意してください。隣接墓所との隙間は雑草繁茂防止のためモルタル等で間詰めしてください。
- 周囲の墓所の上に腰掛けたり、工具等を置いたりしないでください。
- 作業終了後は施工場所及び周辺を清掃し、工具・資材はすべて持ち帰ってください。
- 施工中は墓参者や墓地見学者等に話しかけるなど、客引き行為と見間違うような行為をしないでください。墓参者から話しかけられた場合は、禁止行為である旨を説明してください。

- 工事着手前に隣接墓所（特に巻石の状態）及び工事に使用する墓参路及び通路沿いの墓所等の状態を確認し、破損等がある場合は着手前に報告してください。施工中・施工後に破損等が判明した場合は、施工者が責任をもって対応してください。

工事着手前の確認について

1 隣接墓所の確認（特に巻石の状態）



2 工事に使用する墓参路及び通路沿いの墓所等の確認

工事に使用する墓参路及び通路沿いの墓所等の状態を確認してください。



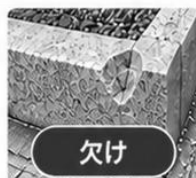
確認のポイント(例)

- 墓参路及び通路沿いの巻石の状態
- 資材等の運搬時に接触するおそれのある箇所
- 墓参路及び通路に面した墓所の巻石・外柵等

※写真は台車での資材運搬の例です。

巻石の主な損傷例

隣接墓所や墓参路及び通路沿いの墓所等の巻石に、次のような損傷がないか確認してください。



工事着手前に、隣接墓所（特に巻石の状態）及び工事に使用する墓参路及び通路沿いの墓所等の状態を確認し、破損等がある場合は着手前に報告してください。
 施工中・施工後に破損等が判明した場合は、施工者が責任をもって対応してください。

9 工事を行う際の手続き

9-1 工事当日（作業開始前）

- 工事の都度、作業開始前に組合事務所窓口へ「墓碑等工事予定表」を提出し、申請内容の確認を受けてください。予定表には当日の作業内容をすべて記入してください。
- 工事着手前に周辺墓所（特に隣接墓所の巻石）及び工事に使用する通路沿いの墓所等の状況を確認し、破損等がある場合は着手前に組合事務所へ報告し、確認を受けてください。
- 当日の工事が終了し帰る際も組合事務所に立ち寄り、進捗を報告してください。

記入例

墓碑等工事予定表

令和8年10月15日

墓所使用者名	建設機械	完成予定	区	列	号	m ²	巻石	石碑	彫刻	撤去	その他
飯盛 太郎	あり・無	あり・無	13	5	1000	4	○	○			
	あり・無	あり・無									
	あり・無	あり・無									
	あり・無	あり・無									
	あり・無	あり・無									

【確認欄】

- ☒ 工事着手前に隣接墓所及び工事に使用する通路沿いの状況を確認し、破損等がある場合は事前に報告します。
その後の工事施工中及び施工後に破損等が見つかった場合は、施工者が責任をもって対応します
- ☒ 周囲の墓所に立ち入ったり、腰かけたり、工具等を置くことはいたしません
- ☒ 墓参路等を汚さないよう養生し、作業終了後は施工場所及び周辺の清掃を行い、工具及び資材はすべて持ち帰ります
- ☒ 作業終了後は組合事務所に立ち寄り進捗報告を行います
- ☒ 「飯盛霊園」墓碑等施工に関する注意事項の内容を理解し、遵守します

施工者(会社)名・作業人数 ○○石材店 4人

記入者氏名 石材 一郎

記入のポイント

- 1 施工者（会社）名は、必ず霊園臨時使用許可申請の申請者名で提出してください。
- 2 工事場所（区・列・号）は、霊園臨時使用許可申請の内容と一致していることを確認してください。
- 3 この予定表を提出するにあたり、事前に定められた時期に霊園臨時使用許可申請が提出済みであることや、施工除外日に該当していないか、組合HP等で確認してください。

9-2 完了検査

完了検査とは

工事が申請どおりに実施され、霊園の施設基準・管理基準等に適合しているかを組合職員が現地を確認するものです。原則として、終了報告の当日に実施します。

完了検査の対象

原則として、霊園臨時使用許可を受けて実施したすべての工事が対象です。

完了検査の流れ

1 工事完了

工事が完了したら、周辺を整理・清掃してください。



工事完了の状態

2 組合事務所へ終了報告

工事完了後、組合事務所に来庁し、終了報告を行ってください。



3 組合による完了検査（原則当日）

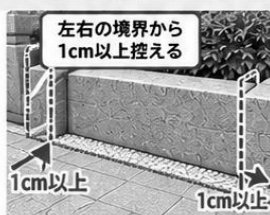
組合職員が現地に、申請どおりに施工されているかを確認します。



主な確認事項

※工事内容により、確認項目は異なります。

囲障（巻石）等の状況



- 巻石は左右の境界から1cm以上控えて設置されているかを確認します。
- 高さの制限など、施設基準・管理基準に適合しているかを確認します。

墓碑等の設置状況



- 申請どおりの位置・形状・寸法で設置されているかを確認します。
- 仕上がりの状態や傾き・ぐらつきがないかを確認します。
- その他、施工基準等に適合しているかを確認します。

付属品の設置状況



- 灯籠・霊標・花立等の設置位置や高さが基準に適合しているかを確認します。

通路・周辺の復旧状況



- 工事に伴い使用した通路等が原状に復旧され、清掃されているかを確認します。
- 資材・廃材・残土等が残っていないかを確認します。
- 周辺の墓所や施設に影響がないかを確認します。

完了検査のポイント

- ☒ 終了報告後、原則当日に組合職員が現地で確認します。
- ☒ 工事が申請内容どおりに実施されているかを確認します。
- ☒ 霊園の施設基準・管理基準に適合しているかを確認します。
- ☒ 工事に伴う資材・廃材・養生材等が撤去され、現場が清掃されているかを確認します。
- ☒ 施工基準等に適合しないことが確認された場合は是正をしていただきます。

注意事項

- 原則として当日に実施しますが、工事内容や現場状況により翌日以降となる場合があります。
- 立ち会いをお願いすることがあります。
- 完了検査後に是正が必要となった場合は、速やかに対応してください。

9-3 工事完成届出書

記入例

工事完成届出書

飯盛霊園組合 管理者 宛

次のとおり工事が完成したので、飯盛霊園条例施行規則第4条第3項の規定により届け出ます。
なお、工事が飯盛霊園条例及び飯盛霊園組合個別墓所使用規則に違反している場合は、直ちに改善
します。

施工者 住所 四條畷市下田原123番地

氏名 ○○石材店

電話 1234-56-7890

収受印

石材印

墓所番号	13区 5列 1000号	許可番号	第 123450 号
墓所使用者	飯盛 太郎		
工事期間	令和8年 10月 9日 ~ 令和8年 10月 25日		
工事完了日	令和 8 年 10月 25日		
工事後確認	隣接する墓地及び工事に使用する通路沿いの巻石破損等の自己確認 ☒ 異常なし ☐ 異常あり 異常状況記入 ※異常がある場合は異常個所の写真を添付すること		
添付書類	・完成写真		

工事種類	写真の撮影項目
巻石設置工事	①工事前 ②基礎設置後 ③巻石設置後
石碑設置工事	①石碑設置後 ②家名・建立者名・その他の刻入文字
撤去工事	①工事前 (墓所全体／左右隣接墓所の巻石が写る写真/破損等がある場合はその部分の写真) ②巻石・基礎等すべての構造物撤去後 ③覆土・整地後
霊標設置・刻入工事	①霊標設置後 ②刻入文字
その他の工事	追加設置したもの又は作業箇所

・写真用紙に使用墓所及び使用者名を記載してください。

・撮影箇所の指定がないものは、前面から墓所全体の状況が分かるよう撮影してください。

・巻石設置工事の「基礎設置後」など、完成後には確認できない工程写真は、施工中に必ず撮影してください。

9-4 工事完成届出書の添付書類（完成写真）

工事種類	写真の撮影項目
巻石設置工事	①工事前 ②基礎設置後 ③巻石設置後
石碑設置工事	①石碑設置後 ②家名・建立者名・その他の刻入文字
撤去工事	①工事前（墓所全体／左右隣接墓所の巻石が写る写真/破損等がある場合はその部分の写真） ②巻石・基礎等すべての構造物撤去後 ③覆土・整地後
霊標設置・刻入工事	①霊標設置後 ②刻入文字
その他の工事	追加設置したもの又は作業箇所

- 写真用紙に使用墓所及び使用者名を記載してください。
- 撮影箇所の指定がないものは、前面から墓所全体の状況が分かるよう撮影してください。
- 巻石設置工事の「基礎設置後」など、完成後には確認できない工程写真は、施工中に必ず撮影してください。

提出のポイント

1 巻石設置工事 2 石碑設置工事 3 撤去工事 4 霊標設置・刻入工事 5 その他の工事	 工事前 (更地の状態)	➡	 基礎設置後	➡	 巻石設置後
	※基礎設置後など、完成後に確認できない工程写真は、施工中に必ず撮影してください。				
	 石碑設置後		 家名・建立者名・その他の刻入文字		
	 工事前	➡	 巻石・基礎等すべての構造物撤去後	➡	 覆土・整地後
	※工事前は、墓所全体及び左右隣接墓所を撮影してください。 破損等がある場合は、その部分を追加で撮影してください。				
	 霊標設置後		 刻入文字		
	 追加設置したもの又は作業箇所				
共通事項 (撮影・提出時の注意)	- 写真はカラーで撮影し、墓所の状況が確認できる鮮明なものを提出してください。 - 工事完了日から7日以内に、工事完成届出書及び完成写真を提出してください。 - 提出方法は、印刷又はPDFデータ（いずれもA4サイズ）です。 - 電子メールで提出する場合は、送信後に管理課へ電話連絡してください。 (メール:  kouji@iimoreienkumiai.shijonawate.osaka.jp)				

10 撤去工事の注意事項

- 飯盛霊園では、巻石・墓碑等をすべて撤去し、使用墓所を原状に復して返還することを定めています。組合が設置したもの以外の工作物はすべて取り除き、基礎を残置しないでください。
- 一部墓域では墓参路と墓所の基礎を一体で施工している箇所があります。この場合は組合と協議してください。
- 撤去・解体工事で発生した残材はすべて持ち帰ってください。
- 工事着手前に隣接墓所（特に巻石の状態）及び工事に使用する墓参路及び通路沿いの墓所等の状態を確認し、破損等がある場合は着手前に報告してください。施工中・施工後に破損等が判明した場合は、施工者が責任をもって対応してください。
- 隣接墓所の巻石や背面法面が崩れる危険がある撤去工事は、事前に組合と協議してください。

原状回復の基準

①撤去前(現状確認)

工事着手前に、墓所内の設置物や周辺の状況を確認してください。

撤去する埋蔵物、巻石、玉垣、墓碑、付属品等の石材、植栽、砂利等を確認するとともに、カロートや基礎等の地下構造物についても確認してください。

②撤去作業

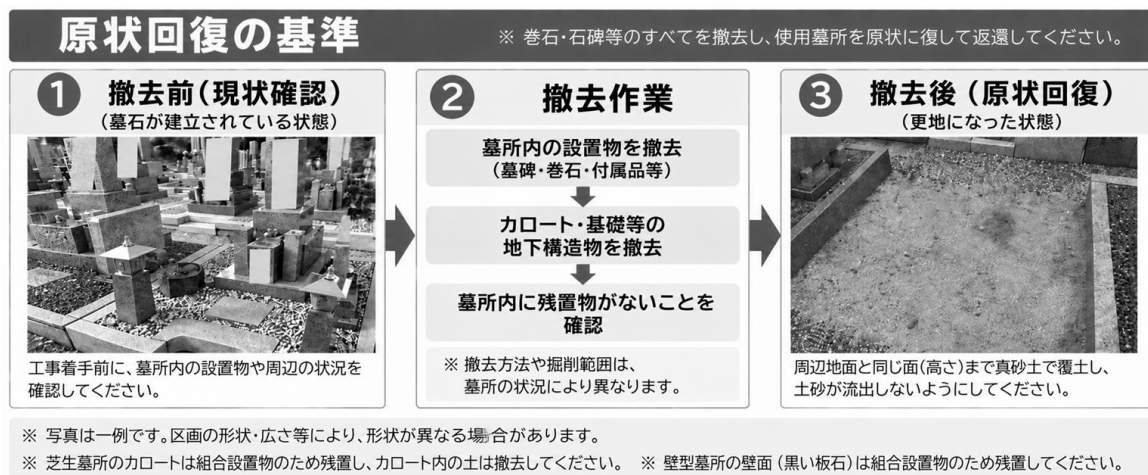
埋蔵物、巻石、玉垣、墓碑、付属品等の石材、植栽、砂利のほか、カロートや基礎等の地下構造物を撤去し、墓所内に残置物がない状態にしてください。

③撤去後(原状回復)

撤去後は、周辺地面と同じ面（高さ）まで真砂土（土壌に無害なもの）で覆土し、土砂が流出しないようにしてください。赤土等の特殊な土を使用している場合は、原則としてすべて除去したうえで覆土してください。

※芝生墓所のカロートは組合設置物のため残置し、カロート内の土は撤去してください。

※壁型墓所の壁面（黒い板石）は組合設置物のため残置してください。



11 飯盛霊園条例（抄）

（行為の禁止）

第4条 何人も、霊園内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法令の規定に基づき許可を受けた場合又は霊園の管理上支障がないと認めて管理者があらかじめ許可した場合は、この限りでない。

- (1) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は管理者が指定した場所以外の場所で植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 管理者が指定した場所以外の場所に自動車、自転車等を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (9) 霊園の施設をその用途外に使用すること。
- (10) 土石、竹木、ゴミ等の物件を堆積すること。
- (11) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 客引き、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、霊園の管理又は秩序の維持に支障がある行為をすること。

（損害賠償義務）

第5条 霊園の土地、建物、施設及び物品を滅失し、破損し、汚損し、又は損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、管理者が定める。

12 違反者への措置

条例、規則その他関係規定に違反した場合は、過料その他の措置の対象となることがあります。また、無届け作業や本注意事項を遵守いただけない場合は、霊園内での作業を停止していただくことがあります。

13 その他

墓所使用者が焼骨を埋蔵する場合や住所を変更した場合などは、組合への届出が必要です。お忘れの方がおられる場合がありますので、お気づきの際は手続が必要な旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

作業車両通行案内図

